

平成29年12月27日

アマゾンジャパン合同会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、アマゾンジャパン合同会社に対し、同社が供給するクリアホルダー、ブレーキフルード及び甘酒に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 アマゾンジャパン合同会社（法人番号 3040001028447）
所 在 地 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
代 表 者 代表社員 アマゾン・オーバーシーズ・ホールディングス・インク
設立年月 平成28年5月^注
資 本 金 1000万円（平成29年12月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

アマゾンジャパン合同会社が運営する「Amazon.co.jp」と称する自社ウェブサイトで販売する別表1の「商品」欄記載の3商品（以下これらの商品を併せて「本件クリアホルダー3商品」という。）、別表2の「商品」欄記載の商品（以下「本件ブレーキフルード」という。）及び別表3の「商品」欄記載の商品（以下「本件甘酒」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

a 本件クリアホルダー3商品

(a) 「プラスクリアホルダー A4 50枚 クリアー FL-170 HO-50 88-105」と称する商品

平成26年10月1日から平成29年5月10日までの間

(b) 「プラスクリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-17

^注 アマゾンジャパン合同会社は、平成28年5月1日、アマゾンジャパン株式会社とアマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社が合併し、存続会社であるアマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社が組織変更されたものであるところ、アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社は、同日付けで、アマゾン・サービス・インターナショナル・インクから我が国における本件ウェブサイト運営事業を、アマゾンドットコム・インターナショナル・セールス・インクから我が国における本件ウェブサイトを通じた小売事業を、それぞれ、事業譲渡により承継した。

0HO-100 88-106」と称する商品

平成26年10月1日から平成29年5月10日までの間

(c) 「プラス クリアホルダー A4 200枚 クリアー (FL-170HO-100 88-106) × 2」と称する商品

平成28年6月26日から平成29年5月10日までの間

b 本件ブレーキフルード

平成28年9月5日から平成29年6月29日までの間

c 本件甘酒

平成29年6月16日から同年7月18日までの間及び同月21日

(ウ) 表示内容

a 本件クリアホルダー3商品

それぞれ

(a) 「プラス クリアホルダー A4 50枚 クリアー FL-170HO-50 88-105」と称する商品については、「参考価格：~~¥4,860~~」と

(b) 「プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-100 88-106」と称する商品については、「参考価格：~~¥9,720~~」と

(c) 「プラス クリアホルダー A4 200枚 クリアー (FL-170HO-100 88-106) × 2」と称する商品については、「参考価格：~~¥19,440~~」と

実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

b 本件ブレーキフルード

「参考価格：~~¥4,640~~」と、実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

c 本件甘酒

「参考価格：~~¥3,780~~」と、実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

イ 実際

(7) 本件クリアホルダー3商品

「参考価格」と称する価額は、本件クリアホルダー3商品の製造事業者が社内での商品管理上便宜的に定めた価格であり、一般消費者への提示を目的としていないものであった。

(イ) 本件ブレーキフルード

「参考価格」と称する価額は、本件ブレーキフルードの製造事業者が設定した本件ブレーキフルードのメーカー希望小売価格よりも高く任意に設定された価格であった。

(ウ) 本件甘酒

「参考価格」と称する価額は、本件甘酒の製造事業者が設定した本件甘酒のメーカー希望小売価格よりも高い本件甘酒6本分のメーカー希望小売価格に基づく価格であった。

【表示例】本件クリアホルダー3商品

(「プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-100 88-106」と称する商品)

The screenshot shows the Amazon.co.jp product page for 'Plus Clear Holder A4 100 sheets Clearer FL-170HO-100 88-106'. The page includes the Amazon logo, search bar, and navigation menu. The product title is 'プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-100 88-106'. The price is listed as ¥1,000, with a reference price of ¥9,720 and a 90% discount. The page also shows the product image, a star rating of 4.5, and a '100枚入り' (100 sheets) option highlighted in orange.

【表示例】本件ブレーキフルード

amazon.co.jp
すべて ▾ ワコーズ SP-4 スーパープロフォーブレーキフルード DOT4及びJIS BF-5T142 🔍

Amazonポイント: 残高を確認
マイストア タイムセール ギフト券 Amazonで売る ヘルプ

車&バイク カーナビ・カーエレクトロニクス カーパーツ カーアクセサリ 洗車用品・工具 タイヤ・ホイール バイク用品 バーゲン Amazonランキング

< 「ワコーズ SP-4 スーパープロフォーブレーキフルード DOT4及びJIS BF-5T142 1L ...」の検索結果に戻る

ワコーズ SP-4 スーパープロフォー ブレーキフルードDOT4及び JIS BF-5 T142 1L T142 [HTRC3]
和光ケミカル (WAKO'S)
★★★★★ 9件のカスタマーレビュー

参考価格: ¥4,640
価格: **¥ 3,558** 通常配送無料 詳細
OFF: ¥ 1,082 (23%)

残り8点 (入荷予定あり) 在庫状況について
6/21 水曜日 にお届けするには、今から**22 時間 51 分**以内にお急ぎ便を選択して注文を確定してください (有料オプション, Amazonプライム会員は無料)

この商品は、Amazon.co.jp が販売、発送します。

新品の出品: 12 ¥ 3,048より

- [保証] メーカー保証準拠
- [容積]1L
- [ドライ沸点]290
- [ウェット沸点]185
- [動粘度-40°CcSt]1348

画像をクリックして拡大イメージを表示

【表示例】本件甘酒

amazon.co.jp
食品・飲料・お酒 ▾

Amazonポイント: 残高を確認
マイストア タイムセール ギフト券 Amazonで売る ヘルプ

食品・飲料・お酒 Amazonランキング 新着商品 食品 お米・麺・パン・シリアル スイーツ ドリンク お酒 Nipponストア 便利・おトク

食品・飲料・お酒、ドリンク、甘酒

国菊甘酒 900ml
確崎
★★★★★ 439件のカスタマーレビュー | 5人が質問に回答しました

参考価格: ¥3,780
価格: **¥ 956** 対象商品¥ 2,000以上の注文で通常配送無料 詳細
OFF: ¥ 2,824 (75%)

この商品の特別キャンペーン
【まとめ買いで半額】ネスカフェ 香味焙煎深み ボトルコーヒー1本 1件 *

在庫あり。 在庫状況について
7/11 火曜日 にお届けするには、今から**13 時間 22 分**以内にお急ぎ便を選択して注文を確定してください (有料オプション, Amazonプライム会員は無料)

この商品は、Amazon.co.jp が販売、発送します。ギフトラッピングを利用できます。

新品の出品: 22 ¥ 748より

サイズ: 900ml

900ml ¥ 956	900ml×6本 (1箱) ¥ 4,700 (¥ 783 / 1商品あたりの価格)
-----------------------	--

(3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、それぞれ、対象商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話：03(3507)9239

ホームページ：<http://www.caa.go.jp/>

別表1

商 品
プラス クリアホルダー A4 50枚 クリアー FL-170HO-50 88-105
プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-100 88-106
プラス クリアホルダー A4 200枚 クリアー (FL170HO-100 88-106) × 2

別表2

商 品
ワコーズ SP-4 スーパープロフォー ブレーキフルードDOT4及びJIS BF-5 T142 1L T142 [HTRC3]

別表3

商 品
国菊甘酒 900ml

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 （省略）

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはそ

の者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 （省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第5条 (不当な表示の禁止)

不当な表示

○優良誤認表示 (5条1号)

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制 (7条2項)

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容(効果、性能)に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示 (5条2号)

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示 (5条3号)

- ①無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ②商品の原産国に関する不当な表示
- ③消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤おとり広告に関する表示
- ⑥有料老人ホームに関する不当な表示

別添

消表対第1802号

平成29年12月27日

アマゾンジャパン合同会社

代表社員 アマゾン・オーバークイズ・ホールディングス・インク

消費者庁長官 岡村 和美

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する別表1「商品」欄記載の3商品（以下これらの商品を併せて「本件クリアホルダー3商品」という。）、別表2「商品」欄記載の商品（以下「本件ブレーキフルード」という。）及び別表3「商品」欄記載の商品（以下「本件甘酒」という。）の各商品（以下これらの商品を併せて「本件5商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件5商品の各商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件クリアホルダー3商品の各商品を一般消費者に販売するに当たり、貴社が運営する「Amazon.co.jp」と称するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という。）において、それぞれ

a 「プラス クリアホルダー A4 50枚 クリアー FL-170HO-5088-105」と称する商品については、平成26年10月1日から平成29年5月10日までの間、「参考価格：~~¥4,860~~」と

b 「プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-10088-106」と称する商品については、平成26年10月1日から平成29年5月10日までの間、「参考価格：~~¥9,720~~」と

c 「プラス クリアホルダー A4 200枚 クリアー (FL-170HO-100

88-106)×2」と称する商品については、平成28年6月26日から平成29年5月10日までの間、「参考価格：~~¥19,440~~」と

実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「参考価格」と称する価額は、本件クリアホルダー3商品の製造事業者が社内での商品管理上便宜的に定めた価格であり、一般消費者への提示を目的としていないものであったこと。

イ(ア) 貴社は、本件ブレーキフルードを一般消費者に販売するに当たり、本件ウェブサイトにおいて、平成28年9月5日から平成29年6月29日までの間、「参考価格：~~¥4,640~~」と、実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「参考価格」と称する価額は、本件ブレーキフルードの製造事業者が設定した本件ブレーキフルードのメーカー希望小売価格よりも高く任意に設定された価格であったこと。

ウ(ア) 貴社は、本件甘酒を一般消費者に販売するに当たり、本件ウェブサイトにおいて、平成29年6月16日から同年7月18日までの間及び同月21日に、「参考価格：~~¥3,780~~」と、実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、「参考価格」と称する価額は、本件甘酒の製造事業者が設定した本件甘酒のメーカー希望小売価格よりも高い本件甘酒6本分のメーカー希望小売価格に基づく価格であったこと。

エ 前記ア(ア)、イ(ア)及びウ(ア)の表示は、それぞれ、前記ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)のとおりであって、それぞれ、本件5商品の各商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件5商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア、イ及びウの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件5商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、前記(1)ア、イ及びウの表示と同様の表示を行うことにより、当該商品の取引条件について、実際のものよ

- りも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) アマゾンジャパン合同会社（以下「アマゾンジャパン」という。）は、東京都目黒区下目黒一丁目8番1号に本店を置き、インターネット等を利用した電子商取引事業等を営む事業者である。アマゾンジャパンは、平成28年5月1日、アマゾンジャパン株式会社とアマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社が合併し、存続会社であるアマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社が組織変更されたものであるところ、アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社は、同日付けで、アマゾン・サービシズ・インターナショナル・インクから我が国における本件ウェブサイトの運営事業を、アマゾンドットコム・インターナショナル・セールス・インクから我が国における本件ウェブサイトを通じた小売事業を、それぞれ、事業譲渡により承継した。

- (2) アマゾンジャパンは、本件5商品を、本件ウェブサイトを通じて一般消費者に販売している。

- (3)ア アマゾンジャパンは、本件ウェブサイトについて、実際の販売価格及び「参考価格」と称する価額を併記する仕組みを採用している。当該仕組みにおいては、実際の販売価格については、本件ウェブサイトを通じて一般消費者に商品を販売する自社を含む販売事業者（以下「出品者」という。）が本件ウェブサイトの商品情報登録画面中の「価格」欄に登録した価額が当該出品者の販売価格としてそれぞれ掲載される一方、「参考価格」と称する価額については、後記イの方法により選定された一の価額が掲載される。

イ 本件ウェブサイトにおいて掲載される「参考価格」と称する価額には、アマゾンジャパンが本件ウェブサイトの商品情報登録画面中の「参考価格」欄に価額の登録を行っている場合には、他の出品者による登録の有無又は登録された価額にかかわらず、アマゾンジャパンが登録した価額が常に選定され、アマゾンジャパンが価額の登録を行わない場合には、他の出品者の中で最も顧客に信頼されると本件ウェブサイトのプログラムにより判定された出品者が登録した価額が選定される。

ウ アマゾンジャパンは、本件ウェブサイトを通じた商品の販売に際し、当該商品の販売価格については自ら決定し、本件ウェブサイトに登録するとともに、本件ウェブサイトの商品情報登録画面中の「参考価格」欄に登録する価額の決定及び登録については、当該商品の仕入先事業者に委ねている。

エ アマゾンジャパンは、前記アないしウにより、本件ウェブサイトにおける本件5商品に係る表示内容を自ら決定している。

- (4)ア(ア) アマゾンジャパン（平成28年4月30日以前にあつては、アマゾンドットコム・

インターナショナル・セールス・インク)は、本件クリアホルダー3商品の各商品を一般消費者に販売するに当たり、本件ウェブサイトにおいて、それぞれ

a 「プラス クリアホルダー A4 50枚 クリアー FL-170HO-50 88-105」と称する商品については、平成26年10月1日から平成29年5月10日までの間、「参考価格：~~¥4,860~~」と

b 「プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-100 88-106」と称する商品については、平成26年10月1日から平成29年5月10日までの間、「参考価格：~~¥9,720~~」と

c 「プラス クリアホルダー A4 200枚 クリアー (FL-170HO-100 88-106)×2」と称する商品については、平成28年6月26日から平成29年5月10日までの間、「参考価格：~~¥19,440~~」と

実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「参考価格」と称する価額は、本件クリアホルダー3商品の製造事業者が社内での商品管理上便宜的に定めた価格であり、一般消費者への提示を目的としていないものであった。

イ(ア) アマゾンジャパンは、本件ブレーキフルードを一般消費者に販売するに当たり、本件ウェブサイトにおいて、平成28年9月5日から平成29年6月29日までの間、「参考価格：~~¥4,640~~」と、実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「参考価格」と称する価額は、本件ブレーキフルードの製造事業者が設定した本件ブレーキフルードのメーカー希望小売価格よりも高いものであって、任意に設定された価格であった。

ウ(ア) アマゾンジャパンは、本件甘酒を一般消費者に販売するに当たり、本件ウェブサイトにおいて、平成29年6月16日から同年7月18日までの間及び同年7月21日、「参考価格：~~¥3,780~~」と、実際の販売価格を上回る「参考価格」と称する価額を実際の販売価格に併記することにより、あたかも、「参考価格」と称する価額は、一般消費者がこれを参考にすることにより実際の販売価格の安さの判断に資する価格であり、実際の販売価格が当該価格に比して安いかのように表示していた。

(イ) 実際には、「参考価格」と称する価額は、本件甘酒の製造事業者が設定した本件甘酒のメーカー希望小売価格よりも高いものであって、本件甘酒6本分のメーカー希

望小売価格に基づく価格であった。

3 法令の適用

前記事実によれば、アマゾンジャパンは、自己の供給する本件5商品の各商品の取引に関し、それぞれ、本件5商品の各商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、これらの表示は、それぞれ、景品表示法第5条第2号に該当するものであって、かかる行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

商 品
プラス クリアホルダー A4 50枚 クリアー FL-170HO-50 88-105
プラス クリアホルダー A4 100枚 クリアー FL-170HO-100 88-106
プラス クリアホルダー A4 200枚 クリアー (FL170HO-100 88-106) ×2

別表2

商 品
ワコーズ SP-4 スーパープロフォォー プレーキフルードDOT4及びJIS BF-5 T 142 1L T142 [HTRC3]

別表3

商 品
国菊甘酒 900ml